

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和46年7月9日

条例第12号

改正 平成18年1月23日 条例第1号

令和2年2月7日 条例第5号

(目的)

第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について管理者が定める。

2 管理者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その理由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(休職中の職務)

第4条 休職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和46年匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例第4号）又は匝瑳市ほか二町環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年匝瑳市ほか二町環境衛生組合条例第1号）の定めるところによる。

（補則）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月7日条例第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。